

## 基本方針

少子・高齢社会や人口減少社会に加えて団塊の世代が75歳以上となる2025年問題などの課題は、国全体の経済や社会環境などに大きな変化をもたらす。子どもから高齢者まであらゆる世代の地域生活にも、影響を及ぼしています。

国はこれまで、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取り組みなどを通じて、サービスを支える側と受ける側と分けて捉えるのではなく、地域住民が主体的に地域課題に関わり、様々な課題を「我が事」として捉え、関係機関との連携等により解決を図る「地域共生社会」の実現に向けた施策を進めてきました。昨年12月には、取り組みに関する地域福祉の推進についての指針及び関係通知が各自治体に示され、これら諸課題への対応として市町村における地域福祉の推進に関する支援体制の整備や介護保険、障害福祉サービスなど内容が異なる複数の事業を連携して一体的に行えるよう（「丸ごと」）公的な支援のあり方が改めて提示されました。

事業の具体的な展開、活動への期待が高まっている現状から、全国社会福祉協議会は、社協活動の方向性と事業展開をとりまとめた既存の強化方針との整合性を踏まえ、「アウトリーチの徹底」「相談・支援体制の強化」「地域づくりのための基盤整備」「行政とのパートナーシップ」という4つのアクションプランの推進を改めて確認いたしました。あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築。このことは、様々な課題に直面する『地域』と向き合う上で、大変重要な考え方であり、地域の活動や相談を点としてではなく、それぞれを包括的に考え、連携・対応していくことが求められています。

もとより、これら指針や強化方針等が示す地域づくりこそ、社会福祉協議会本来の役割であり、ミッションであるという認識に基づき、摂津市社会福祉協議会は、職員一人ひとりの力を結集し「チーム社協」として、地域住民の方々との協働、連携によって取り組みを進めているところです。

摂津市では、一昨年11月に住民主体で地域活動に取り組む自治連合会と民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会の4団体が摂津市とともに「つながりのまち摂津をみんなで育もう」と共同アピールを行い、『つながりのまち摂津』連絡会議を結成し、協働して街頭啓発や合同研修会の開催、各種会合でのPRなどを行い、地域コミュニティの活性化を目指した取り組みを行いました。自分たちの暮らしが、地域で暮らす子どもから高齢者、障害者を

はじめすべての人々の暮らしが、生活の基盤である「地域」によって支え、支えられる社会を目指し、人と人とのつながりや絆を大切にしたい、住み続けたいと思う温かいまちを引き続き協働して作ってまいります。

## 地域福祉課

地域福祉活動拠点や公民館、小学校等の施設などを会場に取り組まれているサロン活動は、地域共生社会を実現する取り組みとしても大きな役割を持ち、健康増進や介護予防、日常的な見守り活動など近隣住民同士をつなぐ接点ともなる事業であり、実施主体である校区等福祉委員会と連携し、引き続き事業の充実、拡充に努めてまいります。一方、市民アンケート等では、地域での取り組みや社会福祉協議会そのものに対する地域住民の認知度は大変低い結果となっており、サービスや事業、講座の開催等情報発信を行い、参加、利用促進につなげるとともに担い手の人材不足解消にも結び付くよう、SNS等を活用しあらゆる年代層に広報活動を行ってまいります。

ボランティアセンターでは、昨年実施した「ボランティアフェスティバル」で災害をテーマに非常食の調理・試食体験を行いました。今年度は災害ボランティアをテーマに子どもを対象とした、体験も交えた講座等の開催を検討してまいります。また、引き続き災害支援ボランティアリーダーの養成を図るとともに、災害時対応マニュアルに基づき、災害発生を想定した行動確認等の訓練を職員並びに地域住民、福祉委員会等の参加を得て、実施してまいります。これらの取り組みにつきましては、摂津市と締結した協定を基本に関係各課とも連携、協働を図りながら事業を行ってまいります。

地域住民の支え合いや助け合い、福祉サービスの使い方や疑問などを一緒に考える「あったかご近所サポーター養成講座」と地域福祉活動拠点に出張して行う「安心して暮らせる福祉講座」は、開始以来述べ800人を超える地域住民が受講し、福祉活動参加への動機ともなっているほか福祉サービスの利用促進や広報PRにも効果が生まれています。引き続き、広報、周知に努めるとともに受講後の地域活動参加への環境づくりを行ってまいります。

社協活動へご支援ご協力いただいた団体、個人の方々へ謝意を伝える「社協感謝のつどい」では、今年度が法人化40周年でもあるところから、社会福祉協議会に対してご寄付をいただいた方々への感謝のほか、関係団体の方々を招き、地域共生社会を協働して取り組めるよう呼びかけてまいります。

社会福祉施設地域貢献委員会では、公益的な取り組みとして万が一の災害時に役立つ資機材の購入を行い、災害訓練等に活用しており、今後も機材の充実、

利用方法等の訓練などを行ってまいります。また、子育て中の親子や生活困窮者、高齢者などが抱える生活課題の発見、相談のため、各施設に配置されているスマイルサポーターやワーカーといった専門職間の連携と情報交換を図る機会を設けてまいります。

日常生活自立支援事業は、きめ細やかなサービス提供を行えるよう専門職員を新たに配置し、契約件数の増加に対応しておりますが、利用者からの相談を待つだけでなく、総合相談やアウトリーチ等を推進し、ニーズの発見、契約に結びつけ利用者の生活の一助となるよう努めてまいります。

居宅介護事業（障害サービス）、訪問介護事業（介護保険サービス）については、本年4月のそれぞれの報酬、基準に係る見直し等が行われ、障害者が65歳以上になっても同一事業所でのサービス利用が行える「共生型サービス」が新設されることから、障害、介護両事業所を運営する強みを生かして利用者に寄り添ったサービス提供に努めてまいります。これらサービス提供にあたっては、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能、利用者及びその家族等の意向を踏まえた計画づくりを行い、出来る限り地域で生活できるよう支援してまいります。また、昨年、要支援1、2の対象者に対するサービスが、市の実施する総合事業へと移行しましたが、それに合わせて訪問介護事業所についても体制づくりを行い、引き続き円滑なサービス提供が行えるよう努めてまいります。

## 地域包括支援課

受託から6年目を迎える地域包括支援センターの運営では、介護認定の申請や相談件数が年々増加し続けており、昨年度の総合相談件数は650件を超えるものとなっています。問題を抱える高齢者のみならず地域や家族等を取り巻く複雑な相談が増加傾向にあり、昨年同様、介護保険に基づくサービス提供を行うまでに非常に多くの時間がかかる状況にあります。

地域包括ケアシステムの構築、強化が進められる中、高齢者の介護保険と障害福祉サービスの共生型サービスの取り組みがスタートすることや地域共生社会の取り組みなど、社協内部の連携もさることながら、市との協議を行いながら円滑なサービス提供となるよう努めていかなければなりません。

「介護予防ケアマネジメント業務」では、昨年より実施されている介護予防・生活支援サービス事業の対象者などに自立生活の継続が行えるよう、多様なサービスの活用を支援してまいります。また引き続き、保健師によるサポートを展開し、介護予防活動を実施してまいります。

「総合相談支援業務」では、これまで同様に医療・保健・福祉の連携を図り

ながら、地域のネットワークづくりや総合相談体制など社協全体の事業推進との整合性、連携を見据えて対応してまいります。

「権利擁護業務」は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある日常生活が送れるよう支援するものとして取り組んでおりますが、養護者からの虐待事案等が増加傾向にあり相談から解決までに時間を要することもあります。関係者や他機関の協力を得、介護保険サービスやネットワーク等利用可能なサービスを提供しながら、引き続き虐待防止等に努めてまいります。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、支援を要する高齢者が入院あるいは退院、施設利用となった場合に、介護支援専門員が主治医や施設関係者等と連携をしながら地域生活を支えていくシステムの構築を引き続き行ってまいります。市内の他事業所で働く介護支援専門員への支援として、業務上の様々な悩みや不安などについて、助言や相談を行い、利用者の円滑なサービス提供につながるよう問題解決を図ってまいります。

介護予防事業の対象者や要支援者の増加に伴い、これらの方々のプラン作成について、地域包括支援センターにおける対応が追い付かない状況が生まれています。予防プランの報酬単価が低いため、他の事業所においても財政的な観点から厳しい状況下にある中、課題解決に向け、保険者である市と協議を行ってまいります。

個別ケースにシフトして開催している地域ケア会議は、個々の抱える問題や課題から見えてくる高齢者特有の悩みや地域課題等を把握し、個別事案への対応を協働して行う中で、地域づくりや行政施策への提案などに結びつくよう、個人情報やプライバシーの保護にも留意しつつ、会議を進めてまいります。

高齢者の増加に伴い、相談件数も必然的に増え、課題も複数多岐にわたるようになり、地域包括支援センターに期待される役割や期待が大きなものとなっています。担わなければならない法定業務にしっかりと取り組める体制づくりとこれら期待される業務等がスムーズに行える予算、その他必要な体制整備等について、委託者である市と引き続き協議、検討を行い、事業を推進してまいります。

ライフサポーター事業については、75歳以上の高齢者の実態把握を訪問調査により行っている事業が、本年秋頃に一定の目処が付くところから、ライフサポーターが訪問等により醸成してきた地域との信頼関係や団体との関係性などを生かし、本年度より市において実施される認知症初期支援チームや生活支援コーディネーター事業の運営に協力し、地域福祉の推進という社協本来の役割を踏まえた取り組みを目指してまいります。

これまで、市において実施されていたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業と新たに取り組む高齢者の生活支援や介護予防等を目的とした生活支援コーディネーター事業について、今年度より社会福祉協議会において実施してまいります。これは、全社協から示された「あらゆる生活課題への対応」「地域のつながりの再構築」に基づき、社会福祉協議会がこれまで蓄積してきた総合相談機能や当事者団体等の組織化、横断的なサービス提供など個別ニーズへの対応と地域組織との連携力を生かし、多様な生活課題を受け止め「お互い様」という地域でのつながりを基盤として解決に結び付ける支援や仕組みづくりを一体的に行える団体として実施しようとするものです。積極的に地域へ出向くアウトリーチを基本に、相談・支援体制を強化・発展させ、福祉ニーズを発見、掘り起し、必要なサービスや機関へつなげることなど、様々な課題を抱えた人が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていけるよう、自立生活の援助と地域の福祉力の向上を目指してまいります。

# 主な事業一覧

地域福祉課 地域係

事業名	実施予定時期	内 容
ふれあい配食サービス事業	通年	市からの委託事業。昼食の確保及び安否確認を目的として実施する。配食委託業者との連携を図りながら、栄養面は元より、食の楽しみを実感する内容の昼食を届ける。
家族介護用品給付事業	通年	市からの委託事業として家族介護用品給付事業における給付券の発行及び郵送事務を行う。
献血推進事業	通年	市内における献血事業の啓発と街頭献血を実施する。献血離れが進む若年者への啓発に取り組む。
移送サービス事業	通年	リフト付き車両によりボランティアが送迎する。
福祉用具貸出事業 ・車いす	通年	旅行や怪我などを理由とした一時的な利用や車いすのレンタルに必要な介護保険申請までのつなぎとして、車いすの貸出しを行う。また小学校等が実施する車いす体験の際にも貸出す。
各種相談事業 ・心配ごと相談事業 ・心の相談事業 ・介護相談 ・福祉なんでも出張相談	通年	生活者の視点から、様々な市民相談に応じる。より多くの市民へ対応するために地域福祉活動拠点に定期的に職員が出向き相談に応じる。相談事業の周知を徹底するため、更に啓発に取り組む。
日常生活自立支援事業 ・事業周知の拡大 ・関係機関との連携強化と利用者数の拡充 ・市民講座の実施	通年    平成31年2月	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。  広報紙、講座などを通じて、事業の周知を行う。対象となる方が希望する場合は、関係機関との連携を図りながら、丁寧な対応で利用者の援助に努めるとともに、利用者数の拡充を図る。  日常生活自立支援事業関連講座として実施。事業の利用者のみならず、市民を対象とし、福祉サービスなどに関連した講座を実施する。
小地域ネットワーク活動推進事業 ・校区等福祉委員会活動の啓発 ・福祉委員養成講座の開催	通年	校区等福祉委員会を単位として要援護者一人ひとりに近隣の住民が見守り活動や援助活動を展開する。  校区等福祉委員会活動の周知と参加促進を図るためにSNS等を活用しあらゆる年齢層に対して啓発を行う。 福祉委員の拡充を図るため講座を開催する。
老人介護者（家族）の会 ・つどい場事業等の実施	通年	介護の悩みを持つ当事者同士が情報を共有し、励まし、助け合い、解決していくための会。 会と連携し、介護者や認知症家族が気軽につどえる場をつくり、在宅介護の支援を行う。
ファミリー・サポート・センター事業	通年	「子育ての手伝いをして欲しい方」と「子育てのお手伝いをしたい方」がお互いに助け合う会員制の育児支援活動。 出張説明会・ブログ・学校保護者へのPR（ちらしの配布等）など周知活動を引き続き行い、他機関と連携を更に強化することで、会員の拡充と事業の充実を図る。

事業名	実施予定時期	内 容
地域ボランティア・小地域ネットワーク事業合同研修会	平成31年3月	地域ボランティア・福祉委員会の方々を対象として、研修を実施。地域活性化や地域交流の視察とボランティア同士の交流などを目的に実施する。
安心して暮らせる福祉講座事業	随時	より多くの市民が福祉への知識と関心を高めることで誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに参加する機会をつくり、住民主体による地域福祉を推進するための講座を地域福祉活動拠点で開催する。
あったかご近所サポーター養成講座事業	8月頃から	地域で手助けが必要な要支援者を支援する方々を養成し、地域住民同士のささえあい・たすけあいを推進するため連続講座を開催する。
ボランティアセンター事業  ・ ボランティアフェスティバル  ・ コミュニケーションリーダー養成研修	通年  11月  通年	ボランティア登録とボランティア情報の提供や相談と依頼の受付を行うことで福祉のまちづくりを推進する。広報誌等を利用したPR活動を行う。  ボランティア活動の啓発と参加を呼びかける。  男性にも親しみやすい内容の事業を行い、指導者を養成しグループ化することで、男性ボランティアの増加を目指す。
生活福祉資金貸付事業  ・ 生活困窮者自立支援事業との連携	通年	必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯へ貸付を行い世帯の自立を図る。  生活困窮者自立支援法の施行等に伴い相談件数が増加している。相談者の自立を効率的に図るため関係機関との連携強化を図る。
社会福祉士等資格取得実習生の受入	6月・11月 (それぞれ2週間程度)	大阪人間科学大学等に通う学生及び市内在住の学生を対象として、実習の受入を行う。社協特有の実習内容として地域の福祉活動体験・考察に重点を置く。
社会福祉施設地域貢献委員会  ・ 会員の拡充  ・ 研修会  ・ 実務担当者情報交換会  ・ 地域住民との情報交換会	通年	市内における社会福祉施設が連携し関係機関と協働しながら施設の特性や強みを活かした地域のセーフティーネットを担う事業を展開する。  未加入の法人へ委員会の参加を呼びかけ連携を図る。
災害ボランティアセンター事業  ・ 災害ボランティアリーダーの育成	随時	「摂津市地域防災計画」において社会福祉協議会の活動が位置づけられており、日頃から災害に備え、災害発生時に職員が早急かつ円滑に支援活動等を行うためのマニュアルに基づき、職員の訓練等を実施する。あわせて資機材を使用し災害ボランティアセンターのシミュレーションを行う。  災害ボランティアセンターの支援等、災害時におけるボランティア活動の中心的な役割を担う人材育成を行う。

地域福祉課 総務係

事業名	実施予定時期	内 容
会員会費	7月	地域の方々に福祉活動への参加と協力をいただくために会員募集を行う。 会費の趣旨や用途をより周知し、多くの市民に協力を呼びかける。
赤い羽根共同募金 ・街頭募金 ・法人募金	10月	地域福祉の課題解決や民間団体を支援する仕組みとして募金活動を行う。PR活動を拡充し学生や地域福祉活動団体等に街頭募金ボランティア等の参加を呼びかけ実施する。  用途をより明確にし、多くの企業・団体へ募金の周知および依頼を行う。
歳末たすけあい運動	12月	新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する。
社協関係者・功労者式典事業 (感謝のつどい)	8月	歴代社協功労者(役員、多額寄付者など)を対象とした式典事業を実施する。
共同アピール事業	随時	地域活動への参加を促進する事業として4団体が協働して啓発や合同研修を行う。
広報啓発活動	随時	社協の事業計画・報告や予算・決算をホームページや社協ニュースで開示し広く市民へ周知する。SNS等を活用し事業について啓発を図る。発行費用軽減のため社協ニュースの紙面を用いて広告を募集する。

地域福祉課 介護係

事業名	実施予定時期	内 容
居宅介護等事業	通年	障害者の日常生活の援助や身体の介護を行うホームヘルパーや外出時の支援を行うガイドヘルパーの派遣を行う。 障害福祉サービスを提供している居宅介護事業所については引き続き職員の資質の向上を図り、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能に見合ったサービスを計画し円滑にサービスが提供できるように努める。
訪問介護事業	通年	高齢者の在宅生活を支える訪問介護員(ホームヘルパー)の派遣を行う。 介護保険については平成29年度より要支援1・2の対象者は摂津市の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行した。また、平成30年10月に単価改正が予定されている。今後ヘルパー派遣の体制等、必要な取り組みを進めるとともに、円滑なサービスの提供に引き続き努める。



事業名	実施予定時期	内 容
<p><b>地域包括支援センター事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防ケアマネジメント</li> <li>・ 一般介護予防事業</li> <li>・ 総合相談</li> <li>・ 権利擁護</li> <li>・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援</li> <li>・ 指定介護予防支援</li> <li>・ 事業所職員研修、市民研修</li> <li>・ 地域ケア会議</li> <li>・ 職員の資質向上</li> </ul>	<p>通年</p>	<p>高齢者の医療・保健・福祉の向上と虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。</p> <p>介護予防・生活支援事業対象者及び要支援者に対し自立支援に向けたケアマネジメントを行い、従来のサービスに加え緩和した基準による多様なサービス等の活用を行う。</p> <p>高齢者の要介護状態の軽減や心身状況の低下等を予防するために、市及び関係機関等と連携を図り効率的な介護予防事業を行う。</p> <p>年々増加する相談内容に応じて、医療・保健・福祉の関係機関と連携を図り地域でのネットワークを構築する。</p> <p>高齢者の権利を擁護するため、民生委員をはじめ地域住民と連携し虐待の防止や消費者被害の軽減に努める。</p> <p>支援を要する高齢者とその家族を介護支援専門員が医療機関や地域のサービス事業所と連携を密にして高齢者の在宅生活を支援する。</p> <p>予防給付の対象となる方に、介護予防サービスのケアプランを作成する。ケアプランの作成にあたっては、「介護予防」「自立支援」の観点で必要なサービスが利用できるようなケアマネジメントを行う。</p> <p>事業所職員の資質向上及び高齢者が悪徳商法等の被害に合うことが多いことを鑑みて、研修会を市民・関係団体を対象に実施する。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築のため地域に共通した課題を明確化するとともに地域住民と関係機関が連携する会議を実施する。</p> <p>介護保険制度改正に伴い地域包括支援センターの役割は重要となっており、「OJT」等の手法を用いて引き続き職員の資質向上を図る。</p>
<p><b>ライフサポーター事業</b></p>	<p>通年</p>	<p>75歳以上の高齢者の生活状況を詳しく把握するため戸別訪問を行うとともに、「ひとり暮らしの登録」をされた方に対し安否の確認を行うためライフサポーターが訪問する。</p> <p>生活支援コーディネーターやCSW、認知症支援初期集中支援チーム等との連携を図る。</p>
<p><b>コミュニティソーシャルワーカー事業</b></p>	<p>新規</p>	<p>制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組む。</p>
<p><b>生活支援コーディネーター事業</b></p>	<p>新規</p>	<p>支援サービスについてのニーズを把握し、圏域に必要なサービスや活動を開発しながら地域への情報提供と利用者のサービスへの結び付ける。</p>